

社会保険法判例

堀 勝 洋

預貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、当該預貯金債権の差押えは禁止されるとして、差し押さえられた額の不当利得返還請求が認められた事例（オリックス事件第一審判決）

東京地方裁判所平成15年5月28日判決（平成15年（ワ）第1439号，不当利得返還請求事件，確定），『金融・商事判例』1190号，54頁，『金融法務事情』1687号，44頁

I 事実の概要

1 被告Y（債権者，オリックス株式会社）は，平成14年11月1日，原告X（債務者，年金受給権者）に対する債務名義（いわゆる執行証書）に基づき，Xの郵便貯金債権（以下，「本件貯金債権」という。）に対する強制執行（以下「本件債権執行」という。）を行った（後掲の図の①）。Yは，同年12月2日，本件貯金債権の取立てを完了し，136万2453円を回収した。

2 Xは，同年12月5日，本件債権執行につき，民事執行法（以下「民執法」という。）153条1項に基づく差押命令の一部取消し（いわゆる被差押債権の範囲の変更）の申立てをし，同月6日，その申立てに基づき，支払を禁止する旨の命令を得た。

3 しかし，既に本件貯金債権の取立てが完了していたので，Xは，本件貯金債権のうち年金を預け入れていた分133万5053円を不当利得であるとして，その返還を求めて出訴した（後掲の

図の②）。不当利得返還請求の根拠は，年金は差押えが禁止されているから，この133万円余の本件貯金債権に対する強制執行は許されるべきではなく，Yがこの額を回収し得る法律上の原因を欠くからというものである。

4 東京地方裁判所は，平成15年5月28日，Yに対し，Xに133万5053円の支払を命ずる判決を下した。

5 Yは控訴したが，控訴後にXが訴えを取り下げたため，本訴訟は終結した。なお，訴えの取下げがあった場合は，訴訟は初めから裁判所に係属していなかったとみなされる（民事訴訟法262条1項）

II 判 旨

1 「本件債権執行によって差し押さえられた本件貯金債権のうち，133万5053円は，原告が受給した年金が預け入れられたものであると認められ，この認定を妨げる証拠はない」。

2 「年金に対する差押えが禁止された趣旨を

全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない」。

3 「年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであって、当該預・貯金に対する差押えは禁止されるべきものというべきである」。

4 「年金受給権者が、当該財産〔年金以外の財産〕を費消して、年金を費消しないで預・貯金として蓄えているような場合にも、当該預・貯金が年金を原資とするというだけで、これに対する強制執行が許されないというのは、年金に対する差押えを禁止した法の趣旨を潜脱・逸脱して、不当に年金受給権者に利する結果となる。被告の主張は、その意味において、これを肯定することができる」。

5 「本件貯金債権が年金を預け入れたものであることを被告が認識していなかったとしても、その違法であることに変わりはない」。

6 「そのような違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はないというべきであるから、被告は、本件貯金債権から回収した133万5053円（本件貯金債権のうち年金の預入れ部分）を原告に返還すべきものである」。

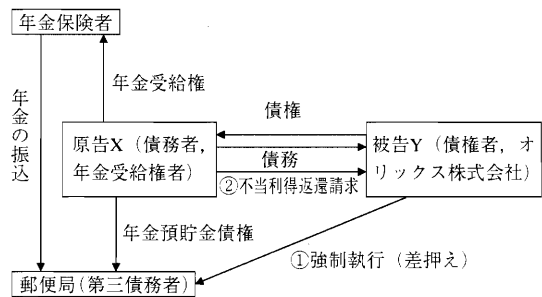
III 解 説

1 はじめに

（結論）本判決の論旨及び結論には疑問がある。

ただし、年金受給権の差押禁止規定の趣旨を尊重しようとする本判決には、一定の意義が認められる。

公的年金（恩給、労災年金等を含む。以下原則として「年金」という。）を受ける権利（以下「年金受給権」という。）の差押えは禁止されている¹⁾。しかし、判例・通説²⁾は、年金が銀行等の預金口座又は郵便局の貯金口座（以下まとめて「預貯金口座」という。）に振り込まれた場合は、年金受給権は消滅して³⁾、預貯金の払戻請求権（以下



資料）筆者作成。

図 本訴訟の法律関係

「年金預貯金債権」という。）に転化するため、年金預貯金債権は公的年金の差押禁止の属性を承継せず、差押えは禁止されないとしている。

ところが、本判決は、II判旨の3に示したように、預貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金預貯金債権の差押えは禁止されると判示した。このことを理由に、Yによる本件貯金債権の債権執行は違法であるとして、Xによる不当利得返還請求を認めた。この点に、本判決の意義がある。なお、本訴訟の法律関係を図に示したので、参照されたい。

このように、本訴訟の主たる争点は、①年金預貯金債権の差押えが禁止されるかということであるが、関連して次の点も争われた。②年金受給権者が、年金以外の財産を費消して、年金を費消せずに預貯金として蓄えている場合は、年金預貯金債権の強制執行は許されるか。③当該預貯金が年金を預け入れたものであることを差押債権者が認識していなかった場合は、年金預貯金債権の強制執行は許されるか。そして、本訴訟の最終的な争点は、④本件強制執行によって得た金銭は法律上の原因がないとして、年金受給権者は不当利得返還請求をすることができるか、ということである。

これらの争点に対する本判決の結論は、次のとおりである。①については、預貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、差押えは禁止される（II判旨の3）。②については、一般論としては、年金以外の財産を費消して年金を費消しない場合は、年金預貯金債権の強制執行

は許される(II判旨の4)。しかし、本件の事実判断として、Xが年金以外の財産を費消して年金を貯金として蓄えていたと断定することはできないとして、本件の場合には強制執行が禁止されとした。③については、本件貯金債権が年金を預け入れたものであることを差押債権者が認識していなかったとしても、強制執行は違法である(II判旨の5)。④については、違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はないとして、不当利得返還請求を認めた(II判旨の6)。

本稿では、①及び④の争点についてのみ論ずることとする。なお、金銭の支払を目的とする債権に対する強制執行は、執行裁判所の差押命令によって開始するが、この強制執行は債権執行と呼ばれる(民執法143条)。本判決は、「強制執行」、「差押え」、及び「債権執行」のいずれの語をも用いている。しかし、公的年金各法は「差押え」を禁止しているので、以下では、特に区別する必要がある場合を除き、「差押え」という語を用いる。

2 年金受給権の差押禁止規定の効果

この第2節では、年金受給権の差押禁止規定の効果一般について論ずる。

①年金受給権は、基本権も支分権も、その全額の差押えが禁止される[有泉1982, p.101]。「基本権・支分権」に関しては、札幌高判平成3年6月26日判例時報1427号40頁が、次のように判示している。「[国民年金]法24条は、……基本権たる年金受給権についてはもとより、支分権たる年金請求権についても、原則として、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない」。

「全額」に関しては、五十部[1985, p.518・p.522]は、(通算)老齢年金を受ける権利は、民執法152条1項を適用して、国税徴収法77条と同様、原則として年金額の4分の3が差押禁止されるべきであるとしている。しかし、遺族年金及び障害年金と同様、全額が差押禁止されると解すべきである[宇佐見1995, p.384, 鳥山1987, p.309]。

②差押禁止規定は民事法上の強行規定であるため、

年金受給権の差押えの申立ては却下される[岩村2001, p.64]。

③年金受給権の差押えが親族による場合も原則として禁止されるが、特別の事情がある場合は差押えが認められることがある⁴⁾。

④執行裁判所は、差押命令を発するに当たって、被差押債権が差押禁止債権であるか否かを調査する義務がある[前掲・宇佐見, p.334, 中野2000, p.573, 三ヶ月1984, pp.384-385]。調査の結果、被差押債権が差押禁止債権であることが判明すれば、執行裁判所は申立てを却下しなければならない。執行裁判所は債務者及び第三債務者を審尋しないで差押命令を発するが(民執法145条2項)、年金受給権は社会保険庁等の年金保険者に対する債権であるので、執行裁判所は通常は被差押債権が年金受給権であることを容易に知ることができる[前掲・五十部, p.531]。

⑤差押命令についての裁判に対しては、民執法145条5項に基づいて執行抗告を行うことができる。執行抗告をしても、一定期間(差押命令が送達された日から1週間)経過後には被差押債権が取り立てられるため(同法155条1項)、執行抗告に併せて、抗告裁判所に同法10条6項に基づく執行停止の裁判(職権発動を促す裁判)を求める必要がある[上田1992, p.58]。

⑥年金受給権の差押えは無効であるため⁵⁾、差押命令は無効となるはずであるが[前掲・岩村, p.64, 田中1995, p.155の(注7), 前掲・三ヶ月, p.385]、通説は差押命令を取り消し得るとしているだけである。例えば、前掲・五十部[p.532]は、「抗告裁判所は、差押禁止規定に違反すると認めるときは、差押命令を取り消して、決定内容を変更し、あるいは申立てを却下する」としている[前掲・宇佐見, p.338, 前掲・中野, p.573をも参照]。その理由について、前掲・五十部[p.533]は、「差押命令に対し法定の救済手続を経ないでも当然無効を主張することができる」とすれば、民事執行は著しくその機能を失うことになろう」と述べている。

⑦年金受給権のような差押禁止債権について差押

命令が発せられた場合は、民執法 153 条 1 項に基づいて、執行裁判所に差押命令の取消しの申立てをすることができる。この差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる（同条 4 項）。

- ⑧民執法 155 条 1 項に基づき年金受給権が取り立てられた場合は、取り立てられた年金受給権分の金銭を不当利得として、返還請求が認められるかどうか問題となる⁶⁾。不当利得返還請求が認められたとしても、年金受給権者はいずれ債務を返済しなければならないため、不当利得返還請求を認める実益は余りない。（ただし、年金しか財産がないような場合は、不当利得返還請求を認める実益はある。）しかし、年金受給権の差押禁止の趣旨からすると、不当利得返還請求は認められるべきである。ただし、そもそも年金受給権の差押えや取立ては年金保険者に対して行われるので、取り立てられることはほとんどないであろう。

なお、本訴訟は、年金受給権の差押えに係る不当利得返還請求訴訟ではなく、年金預貯金債権の差押えに係る不当利得返還請求訴訟であるが、本判決は不当利得返還請求を認めた。後掲の裁判例③⑥は、年金預貯金債権の差押えの事例ではなく、相殺の事例ではあるが、不当利得返還請求を認めなかった。

- ⑨国民年金・厚生年金の支払は、(a)郵便局及び銀行等の金融機関（以下まとめて「金融機関」という。）の口座振込みによって行う方法と、(b)郵便局については社会保険庁が送付する送金通知書と交換に支払う方法がある〔社会保険研究所 2003, p. 285〕。(b)の送金通知書は、差押えが禁止されると考えられる。(a)の口座振込みの場合については、後記の⑪で述べる。
- ⑩年金手帳及び年金証書は、別の理由で差押えが禁止されると考えられる。なぜならば、年金は年金証書等に直接基づいて支払われるわけではないため、年金証書等自体には金銭的価値がなく、それを差し押さえる利益がないからである（動産の差押禁止に係る民執法 129 条。前掲・中野, p. 534, 前掲・三ヶ月, p. 261 以下）。大

阪高決昭和 57 年 8 月 19 日判例タイムズ 481 号 72 頁は、国民年金手帳の引渡請求権の差押えの申立てに対し、次の二つの理由で差押えを認めなかった。(a)国民年金手帳は無価値である。(b)本件差押えの申立ては、差押禁止規定を潜脱して、実質的に年金受給権の差押えを図ろうとするものである。

- ⑪支払が口座振込による場合は、年金受給権は年金預貯金債権に転化するが、判例・通説はその差押えは禁止されないとしている。そして、年金受給権者の救済は、民執法 153 条 1 項の差押命令の取消しによるべきだとしている。本判決は、前述したように、年金預貯金債権の差押えについて、一定の条件付きではあるが、禁止されたとした。
- ⑫口座振込みによる場合も送金通知書による場合も、年金が現金化されたときは、一般の金銭と区別することができなくなるので、原則として差押えは許されると考えられる。本判決は「受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない」（II 判旨の 2）と判示したが、疑問である⁷⁾。

本訴訟は、前記①～⑧の年金受給権そのものの差押えに係る事件ではなく、前記⑩の年金預貯金債権の差押えに係る事件である。年金預貯金債権についても、①～⑧の年金受給権について述べたことがそのまま当てはまるか問題となる。

なお、民法 510 条は差押禁止債権を受働債権とする相殺を禁止しているので、年金受給権自体を受働債権とする相殺も禁止される。しかし、年金預貯金債権については、それが年金受給権の差押禁止の属性を承継するか否かによって、相殺の可否が決まることになる。これは、まさに本訴訟と問題を共通にする。年金預貯金債権の差押えの裁判例は少ないので、次の第 3 節では、年金預貯金債権との相殺に関する裁判例のほか、給料等の差押禁止債権に係る預貯金債権の差押え・相殺に係る裁判例をも含めて検討する。第 4 節の学説の検討においても同様である。第 5 節では、これらの判例・学説を踏まえて、本判決について検討する。

3 差押禁止債権に係る預貯金債権の差押え・相殺に関する裁判例

(1) 年金預貯金債権の差押えに関する裁判例

＊東京高決平成2年1月22日金融法務事情1257号40頁(裁判例①)

妻は、婚姻費用分担債権に基づき、夫の年金預金債権の差押えを申し立てたところ、認められた。これに対する夫からの差押命令の取消しの申立てが認められたため、妻は執行抗告を行った。これに対し、本決定は、年金受給権の差押えは禁止されているから、年金が「金融機関に対する預金債権となった場合においても、受給者の生活保持の見地からする右差押禁止の趣旨は尊重されるべきであり、右のような預金債権の差押命令は、その取消しを不当とする特段の事情がないかぎり、民事執行法153条1項の適用により、取り消されるべきである」と判示した。そして、本件の場合、妻の請求債権は婚姻費用分担債権であることなど、差押命令の取消しを不当とする特段の事情があるとして、差押命令を取り消すのは相当ではないとした。結局、本決定は、妻による夫の年金預金債権の差押えを認めたのである。

＊東京高決平成4年2月5日判例タイムズ788号270頁(裁判例②)

本件は、年金預金債権の差押命令に対する執行抗告事件である。本決定は、差押えが禁止されている年金であっても、いったん預金口座に振り込まれた場合は、預金債権の全額を差し押さえることができると判示した。その理由として、次の3点を挙げた。(a)年金が預金口座に振り込まれると、その法的性質は預金債権に変わる。(b)預金債権の差押えの申立てがあった場合、執行裁判所は債務者・第三債務者を審尋することを予定していないため(民執法145条2項)、当該預金の原資の性質を知ることが困難である。(c)同法153条1項の申立てがないのに、預金の中身を考慮して差押えの当否や範囲を制限するのは相当ではない。そして、本決定は、「受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は尊重されるべきである」と述べた上で、それは同法153条1項の規定による差押命令の全部又は一部の取消しによるべきだとした。

(2) 年金預貯金債権を受働債権とする相殺に関する裁判例

＊東京高判昭和63年1月25日判例時報1276号49頁(裁判例③)

本件は、年金受給権者(原告、控訴人、上告人)が、銀行(被告、被控訴人、被上告人)に対し、預金口座に振り込まれた年金を債務の返済に充てる特約付きの貸付契約は無効であるとして、預金契約解約後に債務の返済に充てられた年金分の金銭について、不当利得の返還を求めた訴訟である。本判決は、次のとおり判示して、年金受給権者の請求を棄却した。「本件口座に振り込まれた年金は預金に転化し、上告人の一般財産と混同するのであって、被上告人が年金受給権自体を差押え又は担保権を設定したものではないから、本件不解約特約が厚生年金保険法41条1項の規定を潜脱するものではない」。「本件口座に振り込まれ預金となった本件年金に相当する金額を本件貸付債務の弁済として充当することは当然許される」。

本件の控訴審判決(新潟地判昭和60年1月29日判例時報1276号52頁(裁判例④))は、不解約特約は厚生年金保険法41条1項の規定を潜脱するもので無効であるとしたものの、年金受給権者の不当利得返還請求権を受働債権とし、銀行の年金受給権者に対する貸付債権を自働債権とする相殺は許されるとして、年金受給権者の請求を棄却した。

＊最判平成10年2月10日金融・商事判例1056号6頁(裁判例⑤)

信用金庫(被告、被控訴人、被上告人)は、年金受給権者(原告、控訴人、上告人)に対して有する保証債務履行請求権を自働債権とし、年金預金債権を受働債権とする相殺を行った。これに対し、年金受給権者は、年金預金債権は差押禁止債権であるため本件相殺は無効であるとして、相殺に係る金額分について不当利得返還請求訴訟を提起した。第一審判決(釧路地裁北見支部判平成8年7月19日金融・商事判例1056号10頁(裁判例⑥))は、次のような理由で、本件相殺は違法ではないとした。(a)年金が預金口座に振り込まれ

ると一般財産に混入し、このようなものまで差押えを禁止すると、取引秩序に大きな混乱を招く結果になる。(b)本件預金口座は原告の日常の財産管理のためのものであるため、年金預金債権は差押禁止債権としての属性を承継しない。控訴審判決(札幌高判平成9年5月23日金融・商事判例1056号9頁(裁判例⑦))は、年金が預金口座に振り込まれると預金債権に転化し、年金受給権者の一般財産になり、この預金債権は差押禁止債権の属性を承継していないとして、請求を棄却した。本上告審判決は、本控訴審判決を正当として是認した。

(3) その他の差押禁止債権に係る預貯金債権の差押え・相殺に関する裁判例

* 札幌地判平成6年7月18日金融法務事情1446号45頁(裁判例⑧)

本件は、民執法152条1項の差押禁止債権である給料が振り込まれた預金口座に係る預金債権との相殺等を不法行為であるとして、損害賠償を請求した事件である。本判決は、給料が預金口座に振り込まれた場合は預金債権に変わることを理由に、相殺は違法ではないとした。

* 東京地判平成12年10月25日判例タイムズ1083号286頁(裁判例⑨)

本件は、心身障害者福祉手当が振り込まれていた銀行口座に係る預金債権が差し押さえられたため、同手当分の返還を求めた訴訟である。本判決は、同手当が仮に差押禁止債権であるとしても、本件差押えを違法とすることはできないとした。その理由は、(a)同手当がいったん預金口座に振り込まれた場合は預金債権に変わることを、(b)執行裁判所は預金の原資を知ることが困難であること、(c)債務者の救済は民執法153条1項の申立てによることもできることを挙げた。

(4) 裁判例のまとめ

以上の裁判例は、基本的に、差押禁止債権が預貯金債権に転化した場合は差押え・相殺が許されるとし、差押債務者の救済は民執法153条1項によるべきだとしている。(裁判例①は、年金預貯金債権について、「受給者の生活保持の見地からする右差押禁止の趣旨は尊重されるべき」と述べ

てはいるものの、その救済はやはり民執法153条1項によるべきだとしている。)その根拠を詳細に述べているのは裁判例②であり、次の三つを挙げている。(a)年金が預金口座に振り込まれると、その法的性質は預金債権に変わる。(b)預金債権の差押えの申立てがあった場合、執行裁判所は債務者・第三債務者を審尋することは予定されていないため、当該預金の原資の性質を知ることが困難である。(c)民執法153条1項の申立てがないのに、預金の中身を考慮して差押えの可否や範囲を制限するのは相当ではない。裁判例⑤は、(d)年金預貯金債権まで差押禁止にすると、取引秩序に大きな混乱を招く結果になることをも挙げている。

4 差押禁止債権に係る預貯金債権の差押え・相殺に関する学説

通説も、前記裁判例とほぼ同じ趣旨を述べている[伊藤1996, p.16以下, 宇佐見1995, p.358等]。年金預貯金債権が年金振込専用の口座(以下「年金専用口座」という。)に係る債権である場合も、同様に相殺は許されるとしている[宮川2004, pp.38-39]。社会保障法学ではこの問題の検討は余りされていないが、通説を支持する意見がある[西村2003, p.63]。なお、学説は差押えよりも相殺について論じているものが多いが、相殺は、差押えと異なって、執行裁判所が関与しないため、必ずしも差押えと同一に論じられない面があることに注意する必要がある。

通説の根拠を最も詳細に述べているのは特殊担保・保証実務研究会[1988, p.140ノ6以下]であり、その要点を以下に掲げる。同書は、「労災保険金」に係る差押え・相殺について論じているが、「労災保険金」を「年金」に置き換えて述べる。

①金融機関は、年金保険者に代わって年金を支払うのではなく、年金受給権者に代わって年金を受領する。したがって、年金が金融機関の口座に振り込まれることによって年金受給権は消滅し、年金受給権は金融機関に対する預貯金債権に転化する。このため、年金の差押禁止債権の効力もそこで遮断され、差押えや相殺が可能と

なる。

- ②年金が金融機関の口座に振り込まれると、年金受給権者の他の預貯金債権と識別することができなくなり、年金受給権者の一般財産となる。このような預貯金債権まで差押え・相殺を禁止すると、取引秩序に大きな混乱を招く結果となり、年金受給権者に対する信用供与が行われなくなる。

このうち②の後半については、疑問がある。公的年金各法は公的金融機関による年金担保融資を認めており（国民年金法24条、独立行政法人福祉医療機構法12条1項12号等）、年金受給権者に対する信用供与の途はある。むしろ、これらの規定を反対解釈すると、私的金融機関による信用供与を認めないことになるのではないか。

通説を基本としつつも、例外的に年金預貯金債権の差押え・相殺を無効とすべき場合があることを認める有力説がある。また、通説に反対する少数説もある。例外を認める学説及び少数説は、以下のように相殺について論じているものが多い。

まず、前掲・特殊担保・保証実務研究会[p.140ノ8]は、年金が専用口座に振り込まれ、振込後間もないような状態である場合であって、生計維持に必要な状況にある時点で相殺が行われるときは、信義則（民法1条2項）に反し認められない場合もあるとしている。

伊藤[1999, p.65以下]は、次のような例外を認める。(a)金融機関が相殺の可能性について十分な説明をしないまま勧誘したときは、預金の状況によっては、相殺権の濫用又は信義則違反とされる可能性が皆無ではない。(b)年金受給権者の日常生活資金としての生存維持の実質を保っている時期における相殺、例えば、年金が振り込まれるのを待ちかねて、直ちに行う相殺は、相殺権行使の濫用又は信義則違反となる可能性がないわけではない。そして、立法論として、差押禁止債権に係る預貯金債権については、所定期間を経過するまでは相殺を禁止すべきことを提案している。

潮見[2001, p.320]は、例外的に、(a)預貯金債権が実質的に差押禁止債権の価値変形物であると評価し得る場合、(b)銀行が年金等の振込みがあ

ると待ち受けて相殺をする場合は、生活保障給付としての年金等の性質にかんがみ、相殺権の濫用とされる場合が出て来る可能性は否定できないとしている

五十部[1985, p.513]は、「預金口座に給料等が振り込まれたからといって債務者がこれによって生活するという経済的実質が変わるわけではないのであり、給料等の債権について与えた保護と同様の保護をこの場合に債務者に与えるべきは当然であろう」と述べている。しかし、現行法の解釈としては通説に賛成し、立法上の手当が必要であるとしている。

山本[2000, p.83]は、裁判例⑤の評釈の中で、年金預貯金債権を自働債権とする相殺について、相殺権の濫用又は信義則違反とすることを認めている。その際には、振込みと相殺の近接性、振込口座における入金の一義性、相殺の自働債権の性質、取引銀行の変更の容易性を考慮すべきであるとしている。

少数説である長尾[1995上, p.10]は、相殺の特殊性を強調しつつ、年金預貯金債権を受働債権とする相殺は無効であるとしている。その理由として、通説では、差押債務者とその家族の生活基盤の重視という、差押禁止債権の趣旨が実現されないことを挙げている。

5 検 討

以下では、(1)年金預貯金債権の差押えは禁止されるか、(2)年金預貯金債権が強制執行によって取り立てられた場合は、不当利得返還請求が認められるか、という本訴訟の二つの争点について検討する。

(1) 年金預貯金債権の差押えの可否

前述したように、判例・通説は、年金預貯金債権の差押え・相殺は許されるとし、年金受給権者の救済は民執法153条1項の差押命令の取消しの申立てによるべきだとしている。ただし、例外的に差押え・相殺を無効とすべき場合を認める有力説や、通説に反対する少数説がある。判例・通説の背後には、差押債権者・相殺権者の債権確保を優先し、取引秩序を重視する考えがある。これに

対し、例外を認める有力説や少数説の背後には、年金受給権者の生活保障を重視する考えがある。

公的年金各法は、年金受給権の差押えを禁止しており、年金受給権が預貯金債権化した場合まで、差押えを禁止しているわけではない。すなわち、公的年金各法は、年金受給権者の「年金保険者に対する年金受給権」の差押えを禁止しており、年金受給権者の「金融機関に対する年金預貯金債権」の差押えを禁止しているわけではない（この区別については、前掲の図を参照）。したがって、年金預貯金債権の差押え・相殺を認める判例・通説には、理由がある。

しかし、公的年金各法が年金受給権の差押えを禁止したのは、年金による生活保障を確実にするためである⁸⁾。いまや年金は国民が生活する上で不可欠のものとなっており⁹⁾、差押禁止規定の趣旨は可能な限り尊重される必要がある。この意味で、形式的に「年金受給権」のみを差押禁止と解するのではなく、可能な限り、年金受給権から派生した権利（年金預貯金債権等）も差押禁止の属性を承継すると解釈すべき場合があるのではないか。前掲の裁判例①も、年金が「金融機関に対する預金債権となった場合においても、受給者の生活保持の見地からする右差押禁止の趣旨は尊重されるべきで」とあるとしている。

年金預貯金債権の差押え・相殺の可否を考えるに当たっては、一律に考えるのではなく、様々な場合に分けて検討する必要がある。例えば、当該事例が、①差押えか相殺か、②差押債権者・相殺債権者が、個人か振込口座を有する金融機関か、③執行裁判所・相殺権者が、被差押債権が年金預貯金債権であることを認識しているか否か、④年金が振り込まれた預貯金口座が、年金専用口座か、それとも各種の振込み・支払がなされる一般口座か、④年金預貯金債権が、年金が振り込まれた直後の金銭か、年金を蓄えた金銭か、などである。

例えば、年金が年金専用口座に振り込まれるつど、金融機関がその年金に係る預貯金債権を自働債権とする相殺を行う場合を考えてみる。金融機関は、(a)預貯金口座に振り込まれた金銭が年金であることを認識でき、(b)当該口座には年金だけが

振り込まれていることを認識でき、(c)年金が差押禁止債権であることは当然知っておくべき事柄である。差押えと異なって、相殺は、執行裁判所による差押命令を必要としないため、金融機関は簡易迅速に債権を確保することができる。逆にいうと、相殺は、年金の生活保障機能を容易に損なわせることができる。したがって、このような場合は、たとえ年金受給権が預貯金債権化したとしても、年金受給権者の生活保障を金融機関の債権確保より優先し、年金預貯金債権が差押禁止の属性を承継することを認めてもよいのではないか（同旨、長尾 1995 下, p. 33, 吉岡 2004, p. 80. 反対、伊藤 1996, p. 18）。この意味で、金融機関による年金預貯金債権を自働債権とする相殺を認める判例・通説には、疑問がある。ただし、年金受給権者は、年金振込口座をいつでも変更することができるので、振込口座を変更することによって相殺を免れることができる。しかし、地方によっては身近な金融機関が一つしかない場合があるし、年金受給権者が振込先の変更が可能であることを知っているとは限らない。また、金融機関から借入れをする場合、年金を返済に充てる契約（年金充当契約）に不解約特約が付けられる場合も多い。

本件は、以上のような金融機関による相殺の事例ではなく、第三者（オリックス株式会社）による年金預貯金債権の差押えの事例である。第三者は、通常は被差押債権が年金預貯金債権であることを認識できない。また、執行裁判所は、差押えの申立てがあった場合、被差押債権が差押禁止債権であるか否かを調査する義務があるものの、年金受給権と異なって、年金預貯金債権は直接的には差押禁止債権ではない。さらに、執行裁判所は、債務者や第三債務者を審尋することを予定していないため（民執法 145 条 2 項）、被差押債権の原資が年金であることを通常は認識することができない。そうすると、執行裁判所に年金預貯金債権の差押禁止を求めるのは、一般的には困難である[松川 2004, p. 213]。したがって、判例・通説のように、原則として第三者による年金預貯金債権の差押えは禁止されないと考えるべきである。しかし、この原則に対する例外は認められないのか、

その例外はどのような場合か、ということは問題となり得る。

例えば、例外的に、執行裁判所が、(a)被差押債権が年金預貯金債権であること、(b)その口座に年金以外の金銭の振込みがなかったこと（すなわち、年金専用口座であること）等を認識できた場合は、どうであろうか。このような場合は、執行裁判所がいったん差押命令を発し、年金受給権者の申立てにより民執法 153 条 1 項に基づいて差押命令を取り消すのでは、二度手間となる。しかも、年金受給権者が同項のことを知らず、同項の申立てをしない場合は、年金受給権者の保護に欠けることになる。

本判決は「預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、……当該預・貯金債権に対する差押えは禁止される」（II 判旨の 3）と判示したが、それは以上のようなことを考慮したためであろうか。この判旨の文脈から判断すると、「識別・特定」の可能性を判断するのは執行裁判所であるが、そうであるとすれば、この判旨は年金受給権の保護の観点から妥当であるようにも思われる。

ところが、本判決では、執行裁判所ではなく、本判決を下した裁判所（以下、「本裁判所」という。）自身が「識別・特定」の可能性を判断している。すなわち、本訴訟は、年金預貯金債権の差押えに係る訴訟¹⁰⁾ではなく、その差押えが執行された後の不当利得返還請求訴訟である。本判決は、差し押さえられた本件貯金債権のうち 133 万 5053 円について、「原告が受給した年金が預け入れられたものである」と認定し（II 判旨の 1）、この認定に基づいて差押えは違法であるとしたが、この認定は執行裁判所が行ったわけではない。後の不当利得返還請求訴訟が係属した裁判所（本裁判所）にとって「識別・特定」が可能であったとしても、前の執行裁判所にとって「識別・特定」が可能でなかったことはいくらかもあり得る。本判決における被告 Y（オリックス株式会社）の主張をみると、Y は被差押債権が年金預貯金債権であることを認識していなかったようであり、したがって執行裁判所も認識していなかった可能性

がある。執行裁判所がそのことを認識しておらず、差押えを禁止しなかったからといって、そのことを理由に、本裁判所が本件差押えを違法としたことには疑問がある。

本争点についての結論として、次のようにいうことができる。第 1 に、執行裁判所が年金預貯金債権であることの識別・特定が可能であるときは、当該債権の差押えは禁止されるとする判旨には賛成できるが、執行裁判所が「識別・特定」することができる場合は限られるであろう。第 2 に、本裁判所は、執行裁判所が「認識・判断」できたか否かを判断せずに、本件差押えを違法であるとしたことには疑問がある。

（2）年金預貯金債権が取り立てられた場合の不当利得返還請求の可否

本件では、X（年金受給権者）が民執法 153 条 1 項に基づく差押命令の一部取消しの申立てをし、この申立てに基づき支払を禁止する旨の命令を得た。しかし、この命令は、既に年金預貯金債権の取立てがなされた後であったため、無効であると考えられる〔宇佐見 1995, p. 402〕。なぜならば、同項は「差押命令」の取消しについて規定しているが、年金預貯金債権の取立てが完了した後は、「差押命令」の効力は消滅すると考えられるからである。しかし、このように解すると、年金預貯金債権の取立てが完了した後は、民執法上は年金受給権者の救済ができないことになる¹¹⁾。本件において、X が不当利得返還請求訴訟を提起したのは、このことが理由であると考えられる。

ところで、不当利得返還請求が認められるためには、民法 703 条の「法律上の原因なく他人の財産……によって利益を受け、このために他人に損失を及ぼした」ことが必要である。本判決は、Y（オリックス株式会社）が回収した金銭のうち、年金預貯金債権分の金銭について、「違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はない」（II 判旨の 6）として、X による不当利得返還請求を認めた。しかし、Y は X に対する債権に基づいて「強制執行」をしたのであり、「法律上の原因がない」とはいえない。ただし、年金預貯金債権が差押禁止債権の属性を承継して

いるとすれば、法律上の原因がない差押えであるといえる。

次に、「他人に損失を及ぼした」という要件についてであるが、Xは、たとえ年金預貯金からではなくとも、いずれYに対する債務を返済しなければならないのであり、Xは本件差押えによって実質的に損失を被ったわけではない。しかし、差押禁止債権が差し押さえられること自体を損失ととらえなければ、差押禁止を規定した意味がなくなる。

本争点についての結論として、次のようにいうことができる。第1に、年金預貯金債権が取り立てられた後は、民執法153条1項の差押禁止の取消しの申立てができなくなるため、不当利得返還請求を認めるべきであるように思われる。しかし、この場合、差押債権者が差押債務者に対して有する債権を自働債権とし、差押債務者が有する不当利得返還請求権を自働債権とする相殺が認められるとすると、不当利得返還請求を認める意義は少ない。前掲の裁判例④は、この相殺を理由に不当利得返還請求を認めなかった。

第2に、本判決が不当利得返還請求を認めたのは、執行裁判所が「預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、……当該預・貯金債権に対する差押えは禁止される」とする判旨を前提にしてのことであり、この前提が満たされているか不明であるのに（すなわち、本裁判所にとっては「識別・特定」が可能ではあっても、執行裁判所にとっては可能であったかどうかは不明である。）、不当利得返還請求を認めた判旨には疑問がある。なお、本判決についてのコメント（『金融・商事判例』1190号57頁）は、不当利得返還請求を認めた本判決を支持している。

6 おわりに

以上検討してきたように、本判決の判旨の論旨及び結論には疑問がある。ただし、本判決の「預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、……当該預・貯金債権に対する差押えは禁止される」とする判旨は、年金受給権が差押禁止の属性を承継する場合があること

を認めるものとして、今後参考にされるべきであるように思われる。

なお、近年、貸金業者等が年金を実質的な担保とする融資を行うことが、かなり広く行われているようである¹²⁾。このため、2004年に貸金業の規制等に関する法律が改正され、次のように規制が強化された。第1に、貸金業者は、公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明をしてはならない。第2に、貸金業者は、債権の弁済を受ける目的で、年金証書、年金等が振り込まれる預金通帳等の引渡し・提供を求め、又は保管を行ってはならない。この第2に違反した者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられ、又は併科される。

金融機関による年金受給権を実質的な担保とする融資に一定の制限を設けるべきではないかと考えられるが¹³⁾、これは今後の研究課題としたい。公的年金は、いまや高齢者等の生活に不可欠なものとして組み込まれており、年金受給権を保護する必要性はますます高まっている。この意味で、本判決は、論旨及び結論に問題があるものの、一定の意義を有すると考えられる。

注

- 1) 本判決は、本訴訟に係る公的年金を「年金」と表記するだけで、どの公的年金かは示していない。年金受給権保護規定の例として、国民年金法24条本文を以下に引用する。「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない」。ただし、老齢（退職）年金については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）を行うことは禁止されていない（同条ただし書等）。しかし、この場合でも、全額を差し押さえることができるとはならず、国税徴収法76条4項の退職手当等と同じ差押限度額が設けられている（同法77条）。
- 2) 本稿で「学説」又は「通説」とは、基本的に、民事訴訟法学の学説又は通説をいう。なお、学説又は通説は、年金受給権や年金預貯金債権に限らず、給料等の差押禁止債権（民執法152条等）やその預貯金債権を含めて論じている。本稿では、学説又は通説が差押禁止債権一般について論じている場合も、年金受給権について論じているものとみなして、文献を引用する。
- 3) 銀行等及び郵便局が年金保険者の履行補助者として年金受給権者に年金を支払うという考え

を採れば、年金受給権は消滅しないことになるが、判例・通説はこのような考えを否定している〔伊藤1996, p. 15〕。

- 4) 広島高裁岡山支部決昭和62年3月27日判例タイムズ651号227頁は、妻の婚姻費用分担請求権に基づく夫の年金受給権の差押えについて、その全額が差押禁止されるとした。しかし、仙台地決昭和44年2月6日下民集20巻1/2号50頁は、妻の扶養請求権に基づく夫の普通恩給の差押えについて、旧民事訴訟法618条(現民執法152条)の規定による差押禁止以外の部分の差押えを認めた。以上は、年金受給権の差押えに係る裁判例であるが、年金が預貯金債権に転化した場合の妻による差押えに係る裁判例として、本文で後掲の裁判例①がある。裁判例①は、妻による年金預貯金債権の差押えを認めた。

広島高決昭和43年1月24日判例時報253号48頁は、一方の親(元夫)が国に対して有する戦死した子に係る遺族扶助料債権の2分の1について、他方の親(元妻)による差押えを認めた。ただし、この事例は元妻も遺族扶助料の受給権を有するという特殊な場合である。

- 5) 差押禁止規定を回避する脱法行為も無効となる〔我妻1965, p. 267, 山口1983, p. 123〕。
- 6) 差押えの例ではないが、大判昭和16年8月26日大審院民事判例集20巻1108頁は、恩給受給権者の債務返済に充てられた恩給について、不当利得返還請求を認めた。
- 7) この判旨は、本判決の「預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、……当該預・貯金に対する差押えは禁止される」(II判旨の3)ことの理由付けとして、判示されている。年金受給権者が年金の支払を受けた後の金銭は、年金受給権者の他の金銭と区別することが困難であるため、この判旨には疑問がある。したがって、年金の支払を受けた後の金銭については、民執法131条3号の「標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭」を除き、差押えは許されると解すべきである〔伊藤1996, p. 17, 宮川2004, p. 35〕。以上のことから、この判旨による理由付けは、年金預貯金債権の差押えを禁止する根拠としては薄弱である。
- 8) 札幌高判平成3年6月26日判例時報1427号40頁は、国民年金法24条の受給権保護規定の趣旨について、「年金給付が真に受給権者の利益のために用いられるべきもの」と判示している。社会保障法の受給権保護規定の趣旨については、有泉〔1982, p. 101〕、堀〔2004, p. 239〕等を参照。
- 9) 厚生労働省の平成16年国民生活基礎調査によると、高齢者世帯については、総所得に占める公的年金・恩給の割合は平均して71.9%に達し、総所得に占める公的年金・恩給の割合が

100%である世帯は64.2%に達している。

- 10) 例えば、執行裁判所の差押命令に対する執行抗告(民執法145条5項)、差押命令の取消しの申立て(同法153条1項)、この申立てへの却下決定に対する執行抗告(同条4項)に係る裁判などが考えられる。

- 11) ただし、差押命令に対して再審の申立てができないかどうか問題となる(民執法145条5項, 10条10項, 民事訴訟法349条)。

- 12) 貸金業者が、年金証書、預貯金通帳、印鑑、キャッシュ・カード等を預かって、年金受給権者に対して金銭を貸し付け、年金を貸金の返済及び利息に充当した事例に係る判決が幾つかある。これらの判決は、契約自体は無効とはしていないが、制限利息を超えた利息の返済やこのような不適正な貸付については、不法行為による金銭的・精神的損害の賠償請求を認めている(福岡地裁小倉支部判平成10年2月26日判例時報1657号102頁、大阪高判平成16年9月9日金融・商事判例1212号2頁)。後者の平成16年大阪高判は、「年金を担保として金銭を貸し付ける行為に罰則が設けられていない現状においては、……消費貸借契約が公序良俗に反して無効であるとまでは認められない」と判示している。

金融機関ではない第三者が恩給証書等を預かって、恩給受給権者に貸付を行うことは、過去においても一定程度行われていたようであり、裁判例も幾つかある。判例は、このような契約—第三者に恩給証書と恩給受領についての委任状を交付し、当該第三者が受領した恩給によって恩給受領権者の債務を弁済する契約—は有効であるが、委任契約の解除権の放棄又は不解約の特約は、担保権の設定を禁じた恩給法11条の脱法行為であって、無効であるとしている(大判昭和7年3月25日大審院民事判例集11巻464頁、大判昭和12年11月2日大審院民事判例集16巻1577頁等)。

しかし、上のような契約は、公的年金各法の担保提供禁止規定を潜脱するおそれがあるだけでなく、民法510条の差押禁止債権の相殺禁止規定との関係でも問題がある。ただし、上のような契約は相殺契約・相殺予約であると考えられるが、民法学説では、法定相殺と異なって、相殺契約・相殺予約には民法510条(差押禁止債権の相殺禁止)は適用されないとしている〔潮見2001, p. 305〕。

- 13) 年金を実質的に担保にとる民間の金融機関による貸付について、年金による生活保障の確保の観点から、公的な年金担保融資と同様の制限を加える立法が考えられる。そして、それを超える貸付は民事法上無効とするのである。

平成17年9月10日に開催された東京の社会保障法判例研究会において、筆者がこのことを

述べた際、参加者から次のような趣旨のコメントがなされた。①年金受給権者にとっても借入れ等の信用供与を受ける必要がある場合があるため、担保提供禁止規定を余りも厳格に解釈することには疑問がある。②そうでないと、年金受給権者は、銀行等から借入れができなくなって、高利の民間貸金業者から借入れをするようになる。③年金以外に所得・資産がない年金受給権者にとっては、担保提供禁止規定を厳格に解釈すると、クレジット・カードが取得できなくなる。

しかし、①については、担保提供禁止等の受給権保護規定は、年金が受給権者の生活に確実に使われることを保障するための規定である。年金証書、預貯金通帳等を預かる形で、年金を実質的に担保にとって融資をするのは、担保提供を禁止する公的年金各法のこの趣旨に沿うものではない。独立行政法人福祉医療機構等による公的な年金担保融資が、貸付額や返済額に限度額（1回の借入限度額10万円～250万円等）を設けているのは、この趣旨を尊重しようとするものである。また、国税徴収法が原則として老齢年金額の4分の3を差押禁止としているのも、この趣旨を考慮した結果である。本文で述べたように、貸金業の規制等に関する法律を改正し、債権の弁済を受ける目的で年金証書、預金通帳等の引渡し・提供を求める行為を罰することにしたことにも注意する必要がある。

②については、年金を実質的に担保とする一定以上の貸付を無効とすることにすれば、高利の民間貸金業者による実質的な年金担保融資が減少する可能性があるのではないかと。③については、年金以外に所得・資産のない年金受給権者こそ、受給権保護規定による保護を最も必要とし、年金が確実に生活に使われるようにする必要があるのではないかと。クレジット・カードによる信用供与についていうと、前述した公的な年金担保融資があることを指摘したい。なお、現在の我が国においては、クレジット・カードがなければ買物をする事ができない状況ではなく、キャッシュ・カードなどで引き出した現金で買物をする事ができ、日常生活に特に不便はない。

本判決の評釈

松川充康（2004）「年金を原資とした預貯金債権に対する差押えの可否」『判例タイムズ』1154号。
吉岡伸一（2004）「差押禁止債権が預金債権に転化

したときの強制執行、相殺の可否」『判例タイムズ』1157号。

引用文献

- 有泉 亨他編（1982）『厚生年金保険法』、日本評論社。
五十部豊久（1985）「差押禁止債権」鈴木忠一他編『注釈民事執行法（4）』、第一法規。
伊藤 進（1996）「年金等の振込口座による相殺の有効性」『金融法務事情』1470号。
——（1999）「金融機関の信用供与債権と年金等の振込を源資とする預貯金債権との相殺について」『金融法務事情』1546号。
岩村正彦（2001）『社会保障法Ⅰ』、弘文堂。
上田正俊（1992）「差押禁止債権とこれを看過した場合の効力及び救済方法」『判例タイムズ』773号。
宇佐見隆男（1995）「差押禁止債権」香川保一監修『注釈民事執行法6』、きんざい。
潮見佳男（2001）『債権総論 第2版Ⅱ』、信山社。
社会保険研究所（2003）『年金相談の手引 平成15年度版』、社会保険研究所。
田中康久（1995）「差押命令」香川保一監修『注釈民事執行法6』、きんざい。
鳥山郁男（1987）『新版恩給法概説』、ぎょうせい。
特殊担保・保証実務研究会編（1988）『特殊担保・保証の実務』、新日本法規。
長尾治助（1995）「高齢者保護とレンダー・ライアビリティ 預金債権に転化した年金額との相殺禁止」『NBL』571号（上）、576号（下）。
中野貞一郎（2000）『民事執行法 新訂4版』、青林書院。
西村健一郎（2003）『社会保障法』、有斐閣。
堀 勝洋（2004）『社会保障法総論 第2版』、東京大学出版会。
三ヶ月章（1984）『民事執行法 第5刷』、弘文堂。
宮川不可止（2004）「年金振込口座による相殺の可否 差押禁止の属性を振込金は承継するか」『金融法務事情』1708号。
山口公生編（1983）『逐条国家公務員等共済組合法』、学陽書房。
山本和彦（2000）「銀行口座に振り込まれた年金に係る預金債権を受働債権とする相殺」佐藤進他編『社会保障判例百選 第3版』別冊ジュリスト153号、有斐閣。
我妻 榮（1983）『新訂民法總則（民法講義Ⅰ） 新訂第19刷』、岩波書店。
（ほり・かつひろ 上智大学教授）